FP	２級	個人

2018年 １月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級　個　人

資産相談業務

実 施 日 ◆　　年　　月　　日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（55歳）は、妻Bさん（53歳）および長男Cさん（26歳）との３人暮らしである。Aさんは、高校卒業後から現在に至るまでX社に勤務している。先日、友人が急逝したことから、Aさんは自身が死亡した場合の家族の生活などについて考えるようになった。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよびその家族に関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんおよびその家族に関する資料〉

(1) Aさん（会社員）

生年月日：1962年７月2日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

〔公的年金の加入歴〕

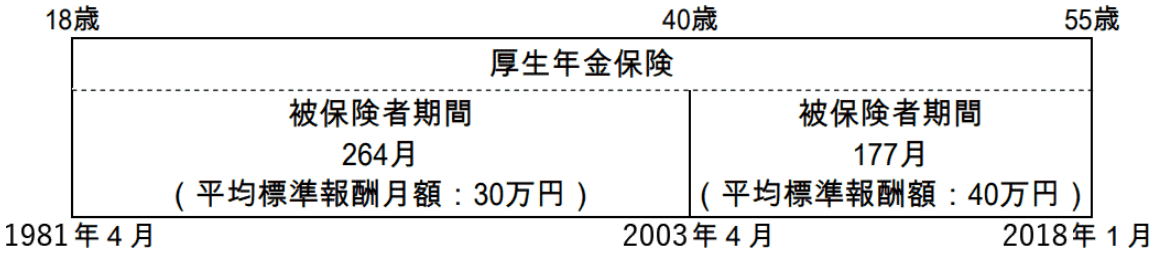

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：1964年２月18日

高校卒業後から25歳でAさんと結婚するまでは厚生年金保険に加入していた。結婚後はAさんの被扶養配偶者として国民年金に加入している。また、Aさんが加入している健康保険の被扶養者である。

(3) 長男Cさん（会社員）

生年月日：1991年５月25日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※ 妻Bさんおよび長男Cさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが現時点（2018年１月28日）で死亡した場合の妻Bさんに係る公的年金制度および公的医療保険制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のイ～チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

i.「妻Bさんの公的年金制度への加入については、国民年金の種別変更の手続を行い、（　①　）被保険者として、国民年金の保険料を納付することになります」

ii.「妻Bさんの公的医療保険制度への加入については、妻Bさん自身の年間収入が（　②　）未満で、かつ、長男Cさんの年間収入の２分の１未満である場合、妻Bさんは、原則として、長男Cさんが加入している健康保険の被扶養者となることができます。この際の妻Bさんの年間収入には、公的年金制度から支給される遺族厚生年金の金額は（　③　）。なお、妻Bさんが長男Cさんの加入する健康保険の被扶養者となるための条件を満たさなかった場合、妻Bさんは、国民健康保険に加入することになります」

〈語句群〉

イ．第１号　ロ．第２号　ハ．第３号　ニ．103万円　ホ．130万円　ヘ．180万円
ト．含まれます　チ．含まれません

《問２》 Mさんは、Aさんに対して、妻Bさんが遺族厚生年金を受給した場合の公的年金制度について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「妻Bさんは、65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給することになりますが、その場合、遺族厚生年金は、その額のうち、妻Bさんの老齢厚生年金の額に相当する部分の支給が停止されます」

② 「妻Bさんは、特別支給の老齢厚生年金の受給権を法定の支給開始年齢到達時に取得した場合、特別支給の老齢厚生年金と遺族厚生年金を同時に受給することができます」

③ 「妻Bさんが65歳以後に受給する遺族厚生年金には、経過的寡婦加算の加算は行われません」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問３》 Aさんが現時点（2018年１月28日）で死亡し、妻Bさんが遺族厚生年金の受給権を取得した場合、受給権取得時における妻Bさんの遺族厚生年金の年金額（2017年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①に入る適切な数値を解答用紙の「1／3、2／3、3／4、4／5」から選び、空欄②に入る適切な語句を解答用紙の「される／されない」のいずれかから選び、それぞれマルで囲みなさい。また、空欄③に入る適切な数値を解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》および下記の〈資料〉を利用すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」「△」「□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 基本額（円未満四捨五入）

　(a＋b)×（　①　）＝□□□円

2. 中高齢寡婦加算額

　妻Bさんの場合、中高齢寡婦加算額は加算（　②　）

3. 遺族厚生年金の年金額

　（　③　）円

〈資料〉

遺族厚生年金の計算式

遺族厚生年金の年金額＝基本額（本来水準の額）＋中高齢寡婦加算額

ⅰ）基本額＝（ａ＋ｂ）× $\frac{\triangle}{\square}$

ａ　2003年３月以前の期間分

平均標準報酬月額 × $\frac{7.125}{1,000}$ × 2003年３月以前の被保険者期間の月数

ｂ　2003年４月以後の期間分

平均標準報酬額 × $\frac{5.481}{1,000}$ × 2003年４月以後の被保険者期間の月数

ⅱ）中高齢寡婦加算額＝584,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（59歳）は、これまで国内の預貯金を中心に資産を運用してきたが、定年退職時に受け取る退職金の一部を活用して運用対象を広げてみたいと考えており、下記のX株式会社の社債（以下、「X社債」という）および米ドル建て定期預金を運用対象として検討している。そこで、Aさんは、債券投資および外貨預金での運用について、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが運用対象として検討しているX社債および米ドル建て定期預金に関する資料は、以下のとおりである。

〈X社債に関する資料〉

・発行会社：国内の大手企業
・購入価格：101.00円（額面100円当たり）
・表面利率：0.6％
・利払日　：年２回（３月末日、９月末日）
・残存期間：４年
・格付　　：A

〈米ドル建て定期預金に関する資料〉

・預入金額　　：20,000米ドル
・預入期間　　：６カ月満期
・利率（年率）　：0.5％（満期時一括支払）
・　　：
・為替予約なし
・適用為替レート（円／米ドル）：

	ＴＴＳ	ＴＴＭ	ＴＴＢ
預入時	108.00	107.00	106.00
満期時	111.00	110.00	109.00

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問４》 Mさんは、Aさんに対して、AさんがX社債を購入する場合の留意点等について説明した。Mさんの説明に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「A格相当の債券は、投資適格債券に該当しますので、確実に元利金が約定どおり支払われます」
② 「X社債の購入後に市場金利が上昇した場合、購入価格よりも高い価格で売却できる可能性があります」
③ 「仮に、X社債を購入して、２年後に額面100円当たり102.00円で売却した場合の所有期間利回り（年率・単利）は、約1.09％となります」

《問５》 Mさんは、Aさんに対して、日本国内に所在する金融機関で取り扱う外貨預金について説明した。Mさんの説明に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「日本国内に本店を有する金融機関に預け入れた外貨預金は、預金保険制度の保護の対象となります」
② 「外国銀行の在日支店に預け入れた外貨預金は、預金保険制度の保護の対象となります」
③ 「日本国内に所在する金融機関に預け入れた外貨定期預金（為替予約なし）の満期による為替差益は、一時所得として総合課税の対象となります」

《問６》 Aさんが、《設例》の条件で円貨を米ドルに換えて米ドル建て定期預金に20,000米ドルを預け入れ、満期を迎えた場合の円ベースでの運用利回り（単利による年換算）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、預入期間６カ月は0.5年として計算し、手数料や税金は考慮しないものとする。また、④は、%表示の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。

〈計算の手順〉

- 預入時に必要な円貨の額
  （　①　）円
- 満期時における米ドルベースでの元利金の額
  （　②　）米ドル
- 満期時における円ベースでの元利金の額
  （　③　）円
- 円ベースでの運用利回り（単利による年換算）
  （　④　）％

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさんは、25年間勤務していたX社を2024年３月末に早期退職し、同年４月から個人で飲食業を開業する予定である。Aさんは、開業後直ちに、青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を開業届出書とともに所轄税務署長に対して提出したいと思っている。

Aさんの家族構成および2023年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

〈Aさんの家族構成〉

・Aさん（54歳）　　：会社員
・妻Bさん（50歳）　：専業主婦。2023年中の収入はない。
・長女Cさん（20歳）：大学２年生。2023年中にアルバイトで給与収入80万円を得ている。

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

・X社からの給与収入の金額 ：800万円
・上場株式の譲渡損失の金額：20万円（※）
・生命保険の解約返戻金額　：1,100万円

※上場株式の譲渡は、証券会社を通じて行ったものである。

〈Aさんが2023年中に解約した生命保険の契約内容〉

・保険の種類　　：一時払変額個人年金保険（確定年金）
・契約年月　　：2009年５月
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡給付金受取人　　：妻Bさん
・解約返戻金額　　：1,100万円
・一時払保険料　　：1,000万円

※ 妻Bさんおよび長女Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ 家族は、いずれも障害者または特別障害者には該当しない。
※ 家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問７》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

i. その年の１月16日以後、新たに業務を開始した者が、その年分から所得税の青色申告の適用を受けようとするためには、その業務を開始した日から（　①　）以内に、所定の事項を記載した青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出して承認を受けなければならない。

ii. 青色申告者が受けられる税務上の特典としては、青色申告特別控除や青色事業専従者給与の必要経費算入、最長で（　②　）間にわたる純損失の繰越控除などがある。このうち、青色申告特別控除については、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則により記帳し、それに基づいて作成した貸借対照表等を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出する等の要件を満たした場合、最高で（　③　）を所得金額から控除することができる。

〈語句群〉

イ．２カ月　ロ．３カ月　ハ．４カ月　ニ．３年　ホ．５年　ヘ．７年　ト．９年
チ．10万円　リ．38万円　ヌ．65万円　ル．103万円

《問８》 Aさんの2023年分の所得税額の計算等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 妻Bさんの合計所得金額は48万円以下であるため、Aさんは、妻Bさんを控除対象配偶者とする配偶者控除の適用を受けることができる。

② 長女Cさんの合計所得金額は48万円以下であるため、Aさんは、長女Cさんを控除対象扶養親族とする38万円の扶養控除の適用を受けることができる。

③ Aさんは、原則として、2024年２月16日から３月15日までの間に、納税地の所轄税務署長に対して確定申告書を提出しなければならない。

《問９》 Aさんの2023年分の各種所得の金額および総所得金額を計算した下記の表および文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。

Aさんの2023年分の各種所得の金額は、以下の表のとおりである。

各種所得	各種所得の金額
給与所得の金額	(　①　) 万円
譲渡所得の金額（上場株式の譲渡）	▲20万円（▲は、マイナスを表す）
総所得金額に算入される一時所得の金額	(　②　) 万円

以上から、Aさんの2023年分の総所得金額は、（　③　）万円となる。

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋８万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（62歳）は、現在、都心近郊の分譲マンションに妻と２人で暮らしている。2023年２月にAさんの父親が死亡し、Aさんは父親の自宅およびその敷地（甲土地）と賃貸アパートおよびその敷地（乙土地）を相続により取得した。Aさんは、自宅および賃貸アパートが、ともに建物の老朽化が進んでいるため、すべてを取り壊して、甲土地と乙土地を一体とした土地上に、賃貸アパートの建替えを検討している。

Aさんが相続した甲土地および乙土地に関する資料は、以下のとおりである。

〈甲土地および乙土地に関する資料〉

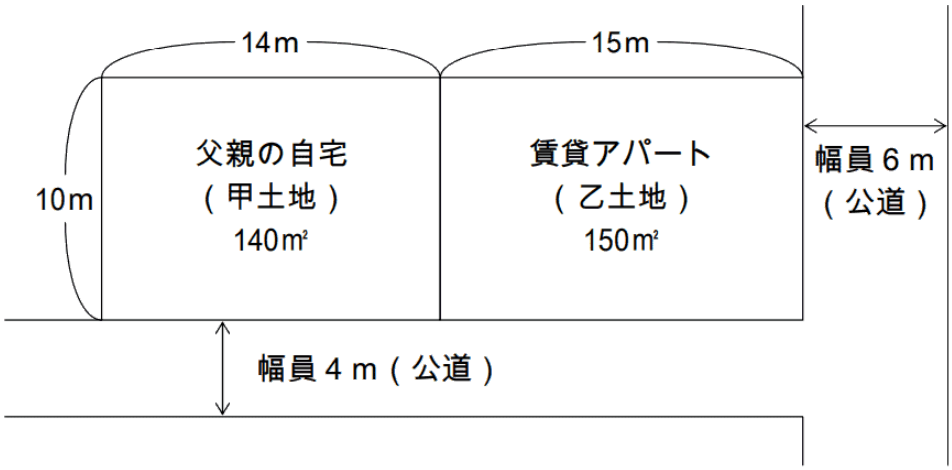

○ 甲土地
- 用途地域　：第一種住居地域
- 指定建ぺい率：60％
- 指定容積率　：200％
- 前面道路幅員による容積率の制限
  ：前面道路幅員 × $\frac{4}{10}$
- 防火規制　：準防火地域

○ 乙土地
- 用途地域　：近隣商業地域
- 指定建ぺい率：80％
- 指定容積率　：300％
- 前面道路幅員による容積率の制限
  ：前面道路幅員 × $\frac{6}{10}$
- 防火規制　：防火地域

※ 乙土地、および甲土地と乙土地の一体地は、ともに建ぺい率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。

※ 指定建ぺい率および指定容積率は、それぞれ都市計画において定められた数値である。

※ 当該区域は、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域には該当しない。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地と乙土地を一体とした土地上に賃貸アパートを建築する場合の建築基準法上の規制に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～ヲのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

i. 甲土地と乙土地を一体とした土地上に建築物を建築する場合、建築物の用途制限については、甲土地と乙土地を一体とした土地の全部について、（　①　）地域の建築物の用途に関する規定が適用される。

ii. 防火地域内においては、原則として、地階を含む階数が３以上または延べ面積が（　②　）㎡を超える建築物は耐火建築物としなければならないとされている。

iii. 建て替える賃貸アパートが耐火建築物である場合、当該建築物の最大建築面積は（　③　）㎡となる。

〈語句群〉

イ．第一種住居　ロ．近隣商業　ハ．準住居　ニ．100　ホ．232　ヘ．233
ト．247　チ．248　リ．262　ヌ．500　ル．1,000　ヲ．1,500

《問11》 Aさんが、甲土地と乙土地を一体とした土地上に賃貸アパートを建築する場合の税金に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① Aさんが建築する賃貸アパートについて、「不動産取得税の課税標準の特例」の適用を受けるためには、建築する賃貸アパートの独立的に区画された１室ごとの床面積が50㎡以上240㎡以下でなければならない。

② Aさんが相続により取得した甲土地および乙土地に対しては、その取得した敷地の価格の２分の１を課税標準額とし、これに３％を乗じた金額が不動産取得税として課税される。

③ Aさんが相続により取得した甲土地および乙土地の所有権移転登記や新築した賃貸アパートの所有権保存登記を行う場合に課される登録免許税の税額を算出する際の税率は、いずれも固定資産税評価額の1,000分の４である。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問12》 Aさんが、甲土地と乙土地を一体とした土地上に耐火建築物を建築する場合、容積率の上限となる延べ面積を求める下記の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 容積率の判定

(1) 甲土地部分

・指定容積率：200％

・前面道路幅員による容積率の制限：□□□％

したがって、甲土地部分において上限となる容積率は（　①　）％である。

(2) 乙土地部分

・指定容積率：300％

・前面道路幅員による容積率の制限：□□□％

したがって、乙土地部分において上限となる容積率は（　②　）％である。

2. 容積率の上限となる延べ面積

(1) 甲土地部分

・140㎡×（　①　）％＝□□□㎡

(2) 乙土地部分

・150㎡×（　②　）％＝（　③　）㎡

したがって、□□□㎡＋（　③　）㎡＝（　④　）㎡である。

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（73歳）は、妻Bさん（69歳）との２人暮らしである。Aさんには、妻Bさんとの間に、長男Cさん（38歳）および二男Dさん（36歳）の２人の子がいる。Aさんは、将来の相続のことを考えて、2023年に、長男Cさんに対して、賃貸マンションの建物を贈与した。なお、将来の相続時点における税制およびAさんの財産の状況は、現在のまま変わらないものとする。

Aさんの親族関係図、財産および長男Cさんへの贈与に関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんの親族関係図〉

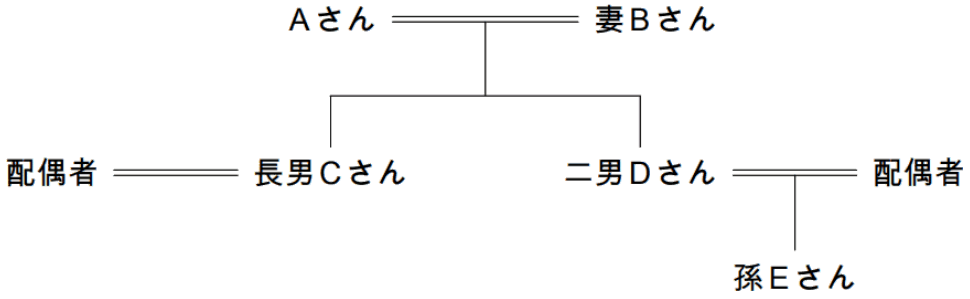

〈Aさんの財産の状況（相続税評価額）〉

・預貯金　　：２億4,000万円
・有価証券　　：6,000万円
・自宅の敷地　　：3,200万円（※）
・自宅の建物　　：2,000万円
・賃貸マンションの敷地：１億円

※「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額である。

〈Aさんが行った贈与の内容〉

長男Cさんに対して、2023年に築30年の賃貸マンションの建物（贈与時点の相続税評価額は3,000万円）を贈与し、長男Cさんは、この贈与について相続時精算課税制度の適用を受けようとしている。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問13》 Aさんからの贈与について、長男Cさんが相続時精算課税制度の適用を受けることに関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 長男Cさんが相続時精算課税制度の適用を受けるためには、贈与を受けた財産に係る贈与税の申告期限内に一定の必要事項を記載した相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

② 長男Cさんが2023年の賃貸マンションの建物の贈与について相続時精算課税制度の適用を受けた場合、同年以後に行われるAさんからの贈与については、暦年課税を選択することができなくなる。

③ 長男Cさんが2023年の賃貸マンションの建物の贈与について相続時精算課税制度の適用を受けた場合、同年以後に行われる母親であるBさんからの贈与については、暦年課税を選択することができなくなる。

《問14》 Aさんからの賃貸マンションの建物の贈与について、長男Cさんが相続時精算課税制度の適用を受けた場合の贈与税額を求める次の〈計算式〉の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、長男Cさんは、Aさんからの贈与について、これまで相続時精算課税制度の適用を受けたことはない。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

- 3,000万円－（　①　）万円＝□□□万円
- □□□万円×（　②　）％＝（　③　）万円

《問15》 仮に長男Cさんが相続時精算課税制度の適用を受けた後に、Aさんに相続が開始した場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんから贈与を受けた賃貸マンションの建物の贈与時点の相続税評価額は3,000万円で、相続開始時点の相続税評価額は2,900万円である。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）課税価格の合計額		（　①　）万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　②　）万円
課税遺産総額（ａ－ｂ）		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	二男Ｄさん	（　③　）万円
	⋮	⋮
（ｃ）相続税の総額		（　④　）万円

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	-
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① イ　② ホ　③ ト
問2	① ○　② ×　③ ○
問3	① 3／4　② される　③ 1,298,766(円)
第2問	
問4	① ×　② ×　③ ○
問5	① ×　② ×　③ ×
問6	① 2,160,000(円)　② 20,050(米ドル)　③ 2,185,450(円)　④ 2.36(%)
第3問	
問7	① イ　② ニ　③ ヌ
問8	① ○　② ×　③ ○
問9	① 610(万円)　② 25(万円)　③ 635(万円)
第4問	
問10	① ロ　② ニ　③ リ
問11	① ×　② ×　③ ○
問12	① 200(%)　② 300(%)　③ 450(㎡)　④ 730(㎡)
第5問	
問13	① ○　② ○　③ ×
問14	① 2,500(万円)　② 20(%)　③ 100(万円)
問15	① 48,200(万円)　② 4,800(万円)　③ 2,640(万円)　④ 12,345(万円)